

組合等登記令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

政令第二百七十号

組合等登記令の一部を改正する政令
内閣は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第七條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則

1 この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十号)附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年十月一日)から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

法務大臣 上川 陽子
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

政令第二百七十一号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成三十年法律第三十七号)附則第一條第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

附則第一條第一号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年十月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

文部科学大臣 林 芳正
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣 松山 政司

経済産業大臣臨時代理
国務大臣 小此木 八郎

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五條第三項の特定地域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

政令第二百七十二号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五條第三項の特定地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成三十年法律第三十七号)第十三條並びに附則第三條第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五條第三項の特定地域を定める政令(平成三十年政令第一百七十七号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令

本則中「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」の下に「以下「法」という。」を、「定める地域」の下に「以下「特定地域」という。」を加え、本則を本則第一條とし、同條に見出しとして「特定地域」を付し、本則に次の四條を加える。

第二条 (特定地域内学部収容定員の算定方法)

第十三條に規定する特定地域内学部収容定員(以下「特定地域内学部収容定員」という。)は、大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一條に規定する大学をいう。以下同じ。)の学部(夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。)にあっては当該学部の学科ごとの年次別収容定員(修業年限における年次別に区分した収容定員として内閣府令・文部科学省令で定めるところにより算定したものをいう。以下この条及び次條において同じ。)のうち特定年次(学生がその履修する教育課程において主として特定地域内に所在する校舎で授業を受けることとなるものとして内閣府令・文部科学省令で定める基準に該当する年次をいう。以下同じ。)に係るものを合算し、短期大学(学校教育法第八條第二項の大学をいう。以下同じ。)の学科(夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。)にあっては当該学科の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算して算定するものとする。

(特定地域内学部等収容定員の算定方法)

第十三條第一号に規定する特定地域内学部等収容定員(次條において「特定地域内学部等収容定員」という。)は、大学の学部及び短期大学の学科にあっては特定地域内学部収容定員の算定方法の例により算定した収容定員から第十三條第三号に掲げる場合(第五條第三号に掲げる場合を除く。)に増加させた特定地域内学部収容定員を控除して、高等専門学校(学校教育法第一條に規定する高等専門学校をいう。次條第二項第一号において同じ。)の学科にあっては当該学科(第四條年及び第五學年に係る部分に限る。)の年次別収容定員のうち特定年次に係るものを合算したものとから平成三十二年一月一日以後に増加させた収容定員を控除して、専修学校(学校教育法第二百二十四條の専修学校をいう。同項第二号において同じ。)の専門課程(学校教育法第二百二十五條第一項に規定する専門課程をいう。次條第二項第二号において同じ。)にあってはこれらの算定方法の例に準じて内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、算定するものとする。

(特定地域内学部等収容定員の減少と併せて行う特定地域内学部収容定員の増加)

第十四條 法第十三條第一号又は第二号に掲げる場合に特定地域内学部収容定員を増加させようとする大学の設置者等(大学の設置者又は大学を設置しようとする者をいう。附則第四條において同じ。)は、当該増加と併せて行う特定地域内学部等収容定員の減少を開始する前に、内閣府令・文部科学省令で定めるところにより、その旨その他内閣府令・文部科学省令で定める事項を文部科学大臣に届け出るものとする。